



2

2024
(令和6年)
No.222

地震災害対策広報 No.1

志賀町災害対策本部は、1月中に27回の会議を開催し、地震災害対応に当たっています。

がんばろう志賀!



町LINE
友だち追加
@shikatown



「マチイロ」
自治体広報紙
配信アプリ

がんばろう能登!



【お断り】

今回の「広報しか2月号」は、令和6年能登半島地震を受け、「地震災害対策広報」として発行します。

全力で復旧に取り組んでいます

令和6年元旦、能登半島をはじめ本町を襲った最大震度7の大地震は、町内全域に甚大な被害をもたらしました。

この災害によって、亡くなられた方々に対し、心からお悔やみ申し上げますとともに、そのご家族や被災された皆さま方に謹んでお見舞い申し上げます。

町では、発災後、直ちに災害対策本部を立ち上げ、国、石川県、応援自治体、自衛隊など、さまざまな関係機関や各種団体と協力・連携をとりながら、避難所の運営、支援物資の受入搬入、避難者のケアはもとより、水道、下水道、道路といった生活インフラの応急復旧に全庁を挙げて取り組んでおります。

特に切望される断水の解消であります。この地震により町内全域において、水源地や浄水場、配水管といった主要な施設が被災し、破損が多発しております。現在、復旧に向けた漏水調査のため、少しずつ通水試験を実施しておりますが、復旧は2月末から3月末の見通しです。ご不便をおかけしますが、今しばらくお待ち願います。

また、このような状況を踏まえ、避難所生活が長期間にわたることも予想されますので、一時的に避難所からホテル・旅館などに避難する2次避難所への移動も検討していただくようお願いいたします。

一刻も早く、町民の皆さまが通常生活を取り戻せるよう、職員一丸となって取り組んでいきますので、この難局を乗り越えるためにも町民の皆さま方のご理解とご協力をお願いいたします。

志賀町災害対策本部長 町長 稲岡 健太郎



1 応急対策職員派遣制度による支援

全国の地方公共団体の人的資源を最大限に活用して被災市町村を支援するため、全国一元的に応援職員を派遣する制度です。「総括支援チーム」と「対口支援チーム」で構成されています。現在、総勢約 160 人の支援職員が、入れ替わりで、さまざまな復興支援業務に当たっています。

総括支援チーム

- ①役割：志賀町長の指揮のもと志賀町が行う災害マネジメントを総括的に支援
- ②構成：災害マネジメント総括支援員、支援員などの 5 名程度で構成【愛知県】
- 主な活動：①志賀町への助言 ②被災地のニーズ把握
- ③石川県や総務省等関係機関との調整 ④被害認定調査など個別業務への助言



連携

対口支援チーム

- ①役割：避難所の運営、り災証明書の交付、災害物流支援などの災害対応業務を支援
- ②構成：都道府県（管内市区町村と一体）または指定都市を被災市町村に割り当て【愛知県、鳥取県、神奈川県、横浜市、岡山市】

2 個別支援

応急対策職員派遣制度のほか、各省庁や地方公共団体などから独自の支援



がんばろう志賀！がんばろう能登！

町内小中学校 保育園が再開



①



志賀小学校・富来小学校・富来中学校は、発災時から指定避難所として開設していましたが、再開の準備が整ったことから、1月22日(月)に志賀小学校・志賀中学校が再開しました。スクールバスの運行や学校給食も通常どおりの提供が可能となりました。また、1月25日(木)には、富来小学校・富来中学校が再開。富来小学校については、既存校舎の損傷が激しいこともあり、児童たちは、富来中学校に学び舎を移して3学期のスタートとなりました。

保育園・放課後児童クラブは、高浜保育園・志賀放課後児童クラブが、1月22日(月)に通常どおり再開。すばる幼稚園も同日に、時間を短縮して再開しました。

とき保育園・富来放課後児童クラブは、1月25日(木)に再開しました。富来小学校に併設していた富来放課後児童クラブは、施設の損傷が激しいため、富来中学校の3年学年ラウンジに場所を移して再開しました。



①② 学校再開初日から通常通りの給食を食べる児童（志賀小学校）
 ③ 1月22日(月)は、ペットボトルの水を使用して給食を準備（学校給食共同調理場）
 ④ 提供されたカレーライスを美味しく食べる園児（高浜保育園）
 ⑤⑥ 教室で友との再会を喜び、仲良く過ごす生徒（富来中学校）
 ⑦ 受験を控え、勉学に励む3年生（富来中学校）
 ⑧ 志賀放課後児童クラブの皆さん
 ⑨⑩ 富来中学校校舎に教室を移転し、3学期を始める児童（富来小学校）
 ⑪⑫ 元気に体を動かしたり、ブロックで遊ぶ園児（とき保育園）
 ⑬ ブロック遊びで笑顔を見せる園児（高浜保育園）

保育園・放課後児童クラブの被害支援（申請不要）

子育て支援課 ☎ 32-9121

- ① 保育園… 志賀町が保育の認定を行った児童の1・2月分の保育料を免除します。
- ② 放課後児童クラブ… 放課後児童クラブの1・2月分の保育料とおやつ代を免除します

児童生徒に対する支援制度

学校教育課 ☎ 32-9116

- ① 滅失、損傷した学用品（教材、文房具、通学用品）の給与
- ② 就学援助制度（給食費、学用品費など） ※り災証明書の確認が必要です。

がんばろう志賀！がんばろう能登！

大谷翔平グローブが 町内小学校に到着！



▲ニューバランス社製のサイン入りグローブ3個（右利き用2個、左利き用1個）と「野球しようぜ」のメッセージも。



富来小学校



メジャーリーガーの大谷翔平選手が、全国の小学校に寄贈しているジュニア用グローブが、志賀町にも届きました。富来中学校の校舎の一部を借りて再開した富来小学校では、1月25日(木)にグローブを披露し、代表して6年生3人が、キャッチボールをしました。志賀小学校では、2月1日(木)の全校集会で、グローブを披露し、志賀学童野球クラブの児童6人が、交代でキャッチボールをしました。



【大谷翔平選手からの手紙】
私は、このグローブが、私たちの次の世代に夢を与え、勇気づけるためのシンボルとなることを望んでいます。それは、野球こそが、私が充実した人生を送る機会を与えてくれたスポーツだからです。このグローブを学校でお互いに共有し、野球を楽しんでもらうために、私からの個人的なメッセージを学校の生徒たちに伝えていただければ幸いです。グローブの寄贈をさせていただけることに感謝いたします。貴校の益々のご発展をお祈り申し上げます。（抜粋）
野球しようぜ。（抜粋）



志賀小学校



志賀町での被害・避難等状況 (報道発表資料) 1月31日 17:00時点

【被害状況】

- **人的被害**：軽傷者 89 人（程度不明含む）
重傷者 7 人 死亡 2 人 合計 98 人
- **火災**：今のところなし
- **水道**：3,740 戸で断水

【避難状況】

■ 避難所数・避難者数

指定避難所 12 箇所開設 避難者 654 人
 自主避難所 17 箇所 避難者 276 人
 福祉避難所 2 箇所開設 27 人

■ 1.5 次避難

(いしかわ総合スポーツセンター、石川県産業展示館 2 号館、小松総合体育館への 1.5 次避難)
 避難済 7 人

■ 2 次避難

避難済 92 人

■ 避難指示

楚和・灯、入釜、鶉野屋、地保、切留区に対し、警戒レベル 4 避難指示を発令中

※主要地方道輪島富来線が土砂崩れにより、一部区間で通行止めとなっており、孤立することを避けるため
 (最寄り避難所：稗造防災センター)

【住民生活支援】

■ ブルーシート配布

本庁、支所で配布 (9:00 ~ 17:00)
 ※ブルーシートが無くなり次第終了
 ※あくまで予定であり、ブルーシートの供給状況によっては中止

■ 医療

町立富来病院・志賀クリニックで外来診療全科再開
 DMAT、JMAT、日赤チームなどで避難所の巡回医療用コンテナ、プレハブを設置

■ 避難所外避難者への支援 (1/22 ⑨～)

トヨタ自動車(株)とダイハツ工業(株)の社員が避難所外避難者(事情により、避難所へ避難したくても避難出来ない人)への物資支援活動を開始

【指定避難所一覧】

施設名	水道	電気	避難者数
志賀町地域交流センター (西山台)	○	○	18人
総合体育館 1/2 閉鎖			
武道館 1/2 閉鎖			
文化ホール	○	○	55人
保健センター 1/4 閉鎖			
志賀小学校 1/18 閉鎖			
志賀高校 1/2 閉鎖			
旧土田小学校	×	○	46人
下甘田防災センター (旧保育園) 2/5閉鎖予定	○	○	80人
やすらぎ荘 2/5閉鎖予定	×	○	24人
福浦工芸工房(旧福浦小学校)	×	○	19人
富来活性化センター	×	○	206人
富来防災センター (旧富来小学校)	×	○	76人
稗造防災センター	×	○	37人
西浦防災センター	×	○	30人
熊野交流センター	×	○	18人
富来中学校 1/19 閉鎖			
富来小学校 1/30 閉鎖			
領家町コミュニティセンター	×	○	45人
合計			654人



避難所外避難者への物資支援活動

能登半島地震 被災者支援のお知らせ

令和6年能登半島地震により被災された皆さまが、一日でも早く、安全・安心な生活を送ることができるよう、各種支援制度などをご案内します。

り災（被災）証明書の発行

関税務課 ☎ 32-9141

ワンストップ窓口：役場本庁舎町民ホール、富来活性化センター町民大ホール（9:00～17:00）

町では、り災証明書の申請を受け付けています。証明書は後日、建物の状況を確認後発行します。

【り災証明書】（住家などの建物に被害を受けた人が対象）

災害により住家など（住家：実際に居住している建物、非住家：人が居住していない建物〔空き家、別荘、納屋、車庫など〕）に被害が生じた場合、申請に基づき町が被害状況の確認のため現地調査などを行い、確認できた被害について被害の程度を証明するものです。

■自己判定方式について

家屋の損害割合が明らかに10%未満であり、申請者が「一部損壊」という被害程度に同意いただける場合、調査員による現地調査を行わず、写真により判定します。自己判定方式による申請の際は、必ず被害写真を提出してください。

（例）瓦の一部落下、外壁の一部ひび割れ、雨どいの破損、窓ガラスの破損など

※「り災証明書」は、住宅の応急修理の申請、仮設住宅への入居申請、生活再建支援金の申請、税金の減免、各種融資の申請、共済金の支払請求などに必要となる場合があります。

【被災証明書】（住家など以外の不動産および動産に被害を受けた人が対象）

災害により住家など以外の不動産（構築物：ブロック塀、カーポートなど）、動産（車両、家財など）に被害が生じた場合、被災を受けた届出がなされたことのみを証明するものです。（被害の程度を証明するものではないので、現地調査は行いません。）

【住まいが被害を受けたときに最初にすること】

■被害写真の撮影（撮影しておくことを推奨します）

※ただし危険箇所へは立ち入らないようにしてください。

写真を撮影しておくことで、町からり災証明書を取得して支援を受ける際や、保険会社に損害保険を請求する際に大変役立ちます。「被害を受けた建物の全景」と「被害のあった箇所」をそれぞれ撮影してください。

■申請

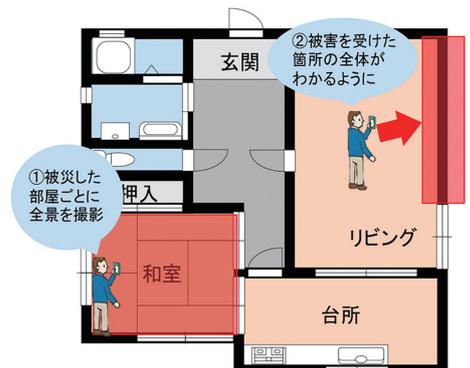
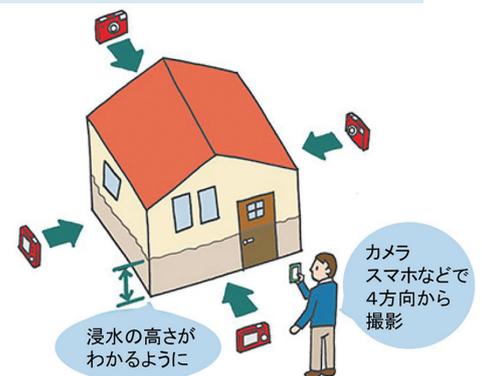
- ワンストップ窓口で申請を受け付けます。（上記の通り）
 - ※当面の間 土・日・祝 対応
- 電子申請（マイナポータルのぴったりサービス）や郵送でも申請することができます。

<必要書類>

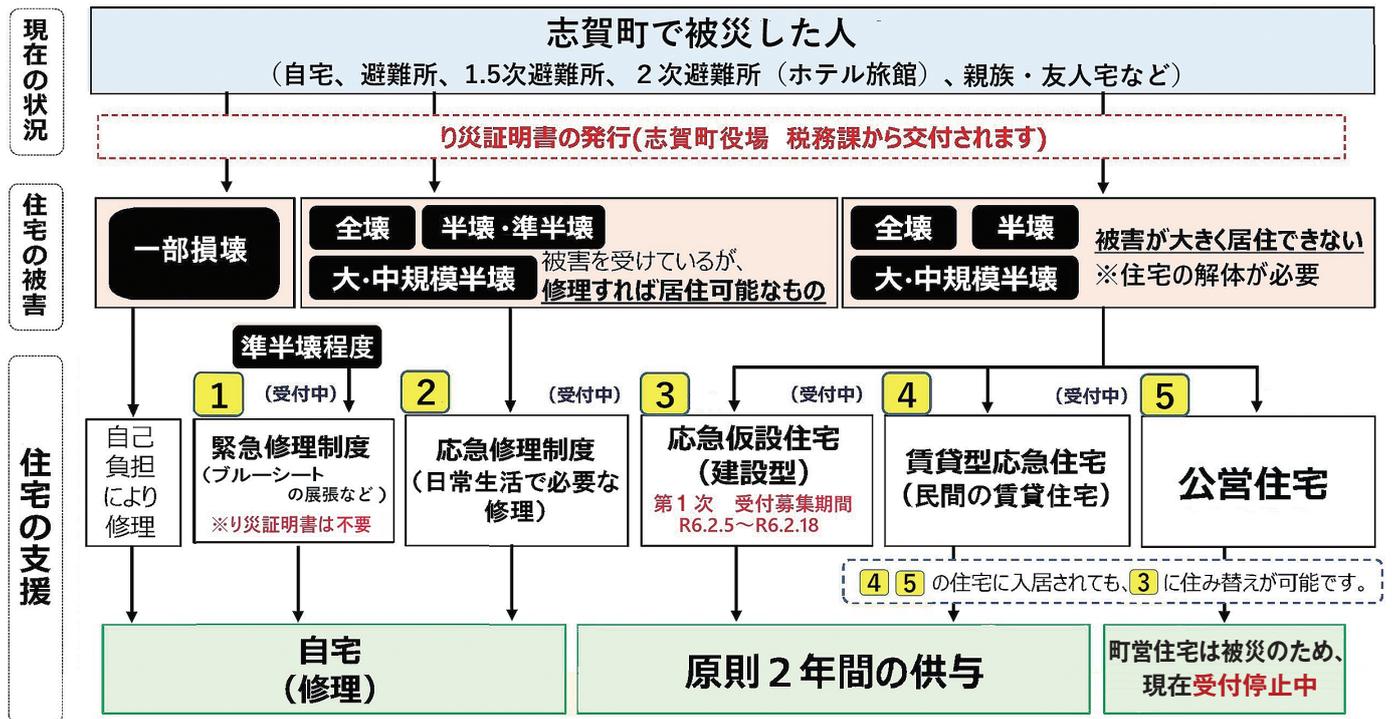
- り災証明書等交付申請書
- 被害箇所の写真
 - ※必須ではないが、自己判定方式による申請の場合は必要
- 位置図（電話帳地図のコピーなど、手書き可）
- 本人確認ができるもの（運転免許証、マイナンバーカードなど）



り災証明書



応急的なお住まいの支援（令和6年能登半島地震で被災した人）



避難している人の1.5次・2次避難所への避難を支援します

自宅の復旧や仮設住宅などへの入居までの間、被災者の生活環境を確保するため、被災地の避難所などから被災地外への移動、一時的な避難を支援します。

1.5次避難所（金沢市・小松市）

【対象者】

要配慮者（65歳以上の高齢者、障害のある人、未就学者、妊婦など）とその同伴者

【避難先】

- ① 一時的に「いしかわ総合スポーツセンター」、石川県産業展示館2号館、小松総合体育館へ
※避難所用テント、段ボールベッド、簡易間仕切りを設置
電気、トイレ、暖房あり
看護師が常駐（医師・保健師も配置あり）
- ② 条件が整い次第、ホテルや旅館、公営住宅などの2次避難所に案内します。



いしかわ総合スポーツセンター



2次避難所（ホテル・旅館など）

【対象者】

現在、避難生活を送っている人で、次のどちらかに該当する人

- ① ホテル・旅館での自立した生活が可能な人
- ② 家族の介助でホテル・旅館での生活が可能な人

※手荷物は1つまでです。貴重品も持参してください。現地からの移動は、県・関係機関で調整の上、実施します。

問 2次避難所 / 1.5次避難所運営事務局 コールセンター ☎ 0120-266-755（9:00～18:00 ㊤㊶㊷対応）

※つながりにくい場合があります。

被害を受けた住宅に関する支援

1 緊急修理制度 (完了期限：令和6年2月29日[㊦]) ※申請：り災証明書 **不要**

被災した住宅の屋根や外壁などに対してブルーシートを展張するなど、緊急的な修理工事が対象

1世帯 上限5万円



緊急修理

2 応急修理制度 (完了期限：令和6年12月31日[㊦]) ※申請：り災証明書 **必要**

被災した住宅の屋根、外壁、居室、台所、トイレなど日常生活に必要不可欠な最小限度の部分の応急的な修理工事が対象

1世帯 **【全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊の住宅が対象】 70万6千円以内**
【準半壊の住宅が対象】 34万3千円以内



応急修理

- 1 ともに
- ※地震以前から住んでいた住宅が対象で、**納屋、車庫、空家は対象外です。**
 - ※原則着工前に申請が必要ですが、早急に修理が必要な場合は、**必ず施工前、施工中、施工後の写真を撮影してください。**写真がない場合、補助の対象とならない場合があります。
 - ※**業者へ工事代金の支払いをしないでください。**支払いが完了してしまうと、制度を利用することができません。町が施工業者に直接工事代金を支払う制度です。

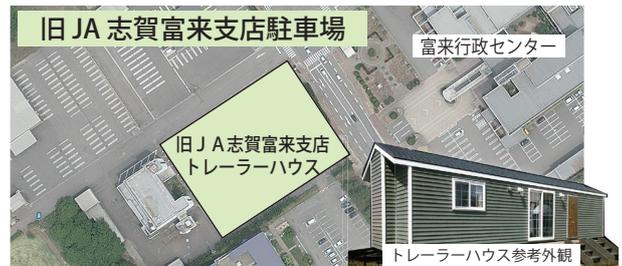
3 応急仮設住宅 (建設型)

対象期間：居住から原則2年、光熱水費：自己負担

災害のため住家に被害を受けた被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない人に対し、プレハブ住宅などを建設し、一時的な居住の安定を図るものです。

入居対象：①住宅が全壊した人
②半壊以上であり、やむを得ず住宅を解体する人

予定地：①旧 JA 志賀富来支店駐車場 (富来領家町甲 6-1)
⇒トレーラーハウス (1LDK 20戸) **[4人以上]**
②県立富来健民ホッケー競技場 (里本江 37-1-10)
⇒プレハブ住宅 (1DK 26戸 **[単身]**、2DK 39戸 **[2~3人]** 計65戸)
③富来湾漁協倉庫跡地 (富来領家町タ 2-41)
⇒プレハブ住宅 (2DK 12戸) **[2~3人]**
…そのほか候補地を決定後、順次建設予定。



募集期間：第1次受付 **2月5日[㊦]~2月18日[㊦]**

【1 2 3】の申込提出先

ワンストップ窓口：役場本庁舎町民ホール、富来活性化センター町民大ホール (9:00 ~ 17:00)

住宅支援制度窓口(まち整備課内) ☎ 070-1523-8403 または ☎ 080-7359-8554 (当面の間 [㊦][㊦][㊦]対応)

4 賃貸型応急住宅 (みなし仮設) の提供

対象期間：居住から原則2年、光熱水費：自己負担

自宅で居住できなくなった人への一時的な住まいとして、**民間の賃貸物件を無償(上限あり)で使用できます。**

入居対象：①住宅が全壊した人
②半壊以上であり、やむを得ず住宅を解体する人
③応急修理制度を利用し、住宅を修理する際、修理に1カ月以上要すると見込まれる人 (令和6年1月1日から最長6カ月)



賃貸型応急住宅

対象物件：2人以下の世帯6万円以下、3~4人の世帯8万円以下、5人以上の世帯11万円以下
※上記の家賃を超過する物件は借りることができません。

全国賃貸管理ビジネス協会 北陸支部 ☎ 0120-27-1000 (接続番号:388006)

■被災者生活再建支援制度

地震により居住する住宅が全壊・半壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、生活の再建を支援するための制度です。住宅の被害の程度に応じた基礎支援金および住宅の再建方法に応じた加算支援金が支給されます。

被災世帯の区分	複数世帯(2人以上世帯)			単数世帯(1人世帯) ※複数世帯の3/4				
	基礎支援金	加算支援金		合計	基礎支援金	加算支援金		合計
全壊 (損害割合50%以上) 半壊解体 (半壊し、やむを得ず解体) ※敷地被害解体・長期避難も対象	100万円	建設・購入	200万円	300万円	75万円	建設・購入	150万円	225万円
		補修	100万円	200万円		補修	75万円	150万円
		賃借	50万円	150万円		賃借	37.5万円	112.5万円
大規模半壊 (損害割合40%台)	50万円	建設・購入	200万円	250万円	37.5万円	建設・購入	150万円	187.5万円
		補修	100万円	150万円		補修	75万円	112.5万円
		賃借	50万円	100万円		賃借	37.5万円	75万円
中規模半壊 (損害割合30%台)	—	建設・購入	100万円	100万円	—	建設・購入	75万円	75万円
		補修	50万円	50万円		補修	37.5万円	37.5万円
		賃借	25万円	25万円		賃借	18.75万円	18.75万円
半壊 (損害割合20%台)	—	建設・購入	100万円	100万円	—	建設・購入	75万円	75万円
		補修	50万円	50万円		補修	37.5万円	37.5万円
		賃借	25万円	25万円		賃借	18.75万円	18.75万円

- 基礎支援金の申請には、り災証明書・住民票（マイナンバーカード）・預金通帳の写しなどが必要です。
- 加算支援金の申請には、再建方法が分かる契約書の写しなどが必要です。基礎支援金と加算支援金は分けて申請できます。

■申請期間：【基礎支援金】災害が発生した日から13カ月（令和7年1月末まで）

【加算支援金】災害が発生した日から37カ月（令和9年1月末まで）

※電子申請（マイナポータルのぴったリサービス）や郵送でも申請することができます。

※窓口の混雑が予想されますので、り災証明書を持っている人から順に申請をお願いします。

①公費解体制度：全額公費負担

令和6年能登半島地震により被災した家屋などを、所有者の申請に基づき、町が所有者に代わって、解体および撤去を行う制度です。

■対象 「り災証明書」で「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」と認定された家屋など
(被災した家屋、家屋と一体的な小屋、納屋など、中小企業の建物)

- 撤去するものは、倒壊のおそれがある、または壊れた家屋などで、それ以外の塀、擁壁、樹木などは対象外です。ただし、対象外の塀、擁壁、樹木、カーポートなどであっても、撤去工事の支障となるものについては撤去を行う場合があります。撤去の対象は事前立会い（現地調査）により決定します。
- 被災建築物の一部のみの撤去はできません。（原則、被災建築物の全体が、撤去の対象となります。）
- 被災家屋などと接続している上下水道管などについては、地上部分の撤去と一体的に取り壊されるものに限り、撤去の対象となります。

②費用償還制度：町が決定した補助額

被災した人自身で、すでに解体・撤去を実施済みの人、これから解体工事を発注する人を対象に、解体・撤去に要した費用を償還する制度です。

■対象 「り災証明書」で「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」と認定された家屋など
(被災した家屋、家屋と一体的な小屋、納屋など、中小企業の建物)

■事前にご確認いただきたい内容

- 町の基準により算定した金額と申請者が解体業者に支払った金額のいずれか低い方の額をお支払い（償還）します。そのため、費用の全額が償還とならない場合がありますのでご了承ください。
- 対象となるのは、被災した家屋などの一棟全体を解体した場合となります。（一棟のうちの一部を解体したものは対象になりません。）
- 不当に高額な費用を請求する業者にはご注意ください。数社から見積書をとって判断するか、信頼のおける業者に頼むなど、業者選定には十分気をつけてください。

〈申請に必要な書類〉

- 解体工事前、解体工事中、解体工事後の状況がわかる写真（できるだけ多くの写真）
- 解体工事に係る契約書、見積書（内訳書）、請求書、領収書
- 事業者が発行する解体工事に係るマニフェスト伝票（E票）[※]の写しなど

※「マニフェスト伝票（E票）」とは、複数綴りの伝票の最後の1枚で、排出した産業廃棄物が最終処理されたことを確認することができる伝票です。

	メリット	デメリット
1.公費解体制度	・一時的にも費用負担は発生しません	・解体作業までに時間を要します
2.費用償還制度	・早く解体作業を実施出来ます	・一時的な費用負担が発生します ・全額償還されない場合があります ・費用が償還されるまでに時間を要します

本制度の利用を希望する場合は、事前に申し込みが必要です。
受付開始の案内があるまでお待ちください。

【燃えるごみ・資源ごみ：家庭ごみ】 通常どおり収集しています。（ごみカレンダー通り）

※ごみ処理券（シール）を貼っていない場合でも収集します。

※袋詰めした尿（おしっこ）は収集することができませんので、排出する際は、凝固剤などで固めてから排出してください。液体のものが混入すると、通常のごみも収集できなくなりますので、ご協力をお願いします。

【燃えないごみ】 富来地域は2月12日(月)休から、志賀地域は2月19日(月)から再開します。

※収集に支障をきたすため、災害により発生したごみは、ごみステーションではなく仮置場へ持ち込んでください。

【粗大ごみ】 収集を休止中。

【リサイクルセンターへの自己搬入】 設備の故障により休止中。復旧後、再開予定です。

※災害ごみは、仮置場へ持ち込んでください。

【災害ごみ仮置場】

地震で使えなくなった家財などに限り、仮置場へ持ち込めます。

場所：富来野球場駐車場（八幡寅 -49） 1/17(水)～

旧志賀中学校グラウンド（堀松 6-8-2） 1/29(月)～

時間：9:00～16:00 ※12:00～13:00は受入休止

※仮置場では誘導員に従い、指定場所に降ろしてください。

※受付で「災害ごみ持ち込み届出書」を記入してください。

※搬入は2tダンプまでの車両をお願いします。

※持ち込む際は、事前に**分別**をお願いします。

※降雪などの天候状況により中止する場合があります。

※トラックなどの車両で運ぶときは、シートやネットで覆いロープで固定し、落下や飛散の防止をお願いします。

【持ち込みできるごみ】

- 可燃粗大ごみ（プラスチック家具・木製家具）
- 可燃粗大ごみ（畳・布団・じゅうたん）
- 木くず
- 金属くず
- 小型家電
- ガラス・陶磁器くず
- コンクリート
- 瓦
- 壁材スレート
- 家電リサイクル



富来野球場駐車場



旧志賀中学校グラウンド

【持ち込みできないごみ】

- 可燃ごみ
 - 資源ごみ（容器包装プラスチック、ペットボトル）
- ※上記2つは、通常のごみ収集日にごみステーションへ。
- 志賀町以外で発生したごみ
 - 危険なものなど（消火器・ガスボンベ、灯油、農薬、タイヤ、魚網、ロープなど）
 - 産業廃棄物

※仮置場で下ろす順番が異なります。詳しくはチラシや町ホームページを確認してください。

⚠️ 災害ごみは焼却しないでください

災害ごみの焼却により、火災の発生、延焼が危惧されます。野焼きは、法律で禁止されています。災害ごみは燃やさず、災害ごみ仮置場への持ち込みにご協力ください。

火災・救急・救助は119番！

☎ 志賀消防署 ☎ 32-1776 ☎ 富来分署 ☎ 42-1211

富来野球場駐車場（八幡寅 -49）



旧志賀中学校グラウンド（堀松 6-8-2）





1

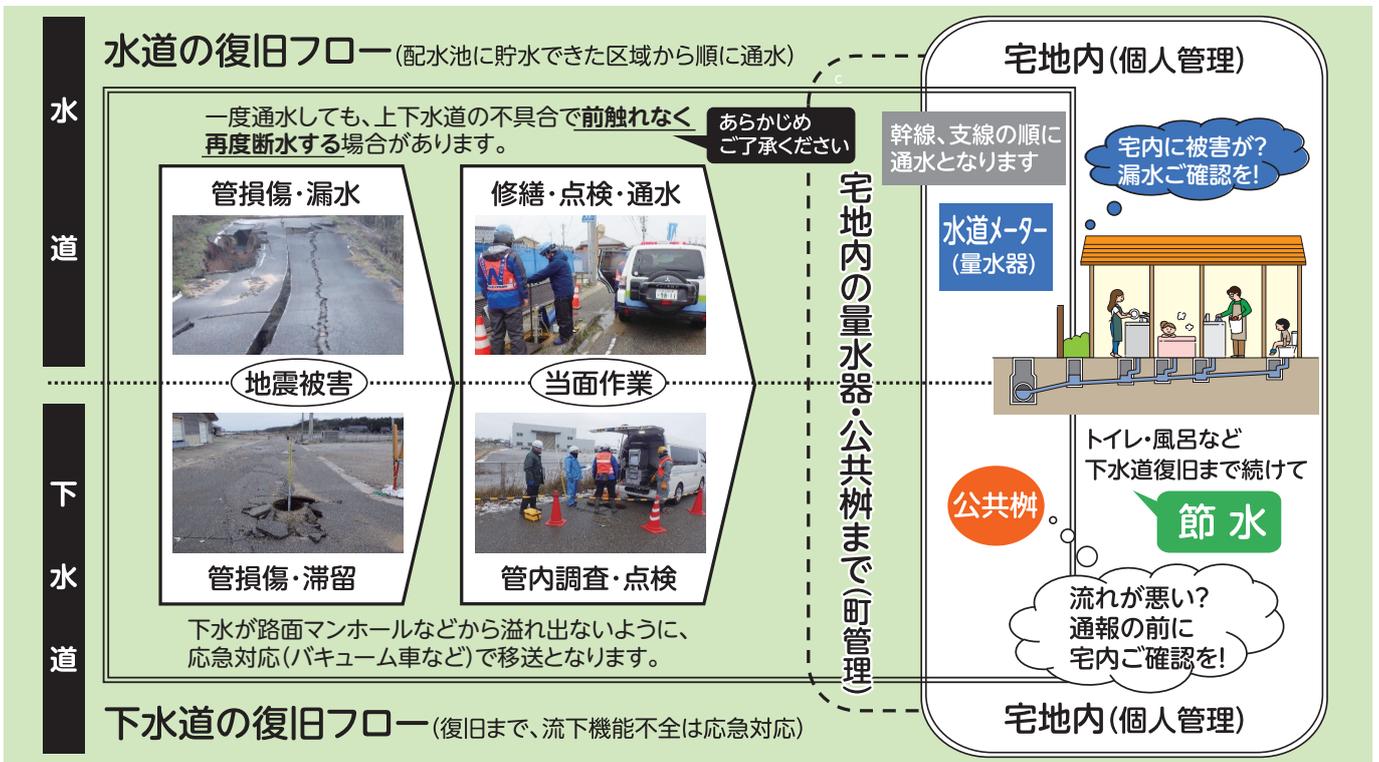


2

現在、水道施設の復旧作業を進めていますが、道路状況や水道の施設管路などの被害箇所も多く、長期の断水となり、町民の皆さまには不安と不便をおかけしております。先般、石川県が発表した、被害の大きい6市町の「水道復旧時期の見通し」で示されたように、本町では、2月末（一部は3月末）を目途に復旧を目指しています。

通水可能な地域から幹線、支線の順に漏水調査を進めながら作業を実施しています。特に震源に近く被害の大きいと思われる富来地域では、主要施設である七海配水池の復旧に時間を要しましたが、現在は修繕を終え、通水地域を順次拡大し、復旧作業を進めています。

1. 七海配水池への管路道路の被災状況
2. 七海配水池の水道管被災状況



■水道・下水道料金の特別減免

今回の地震による上下水道料金については、道路状況や建物の崩壊などにより検針ができなかったことから、能登半島地震に伴う皆さまの負担を軽減するため、以下のとおり減免対応とします。

■減免内容 全ての使用者 (個人、事業者全ての人を対象)

- ①水道料金・下水道料金の基本料金および超過料金の全額免除
1月請求分(12月使用分)～3月請求分(2月使用分)の3カ月
ただし、地区単位で復旧が遅れる場合は延長する場合があります。
- ②開閉栓手数料の免除
(水道開始、一時休止にかかる手数料)
ただし、3月受付分までです。
※閉栓(一時休止)の手続きは電話のみでも受付します。



減免

※今回使用料を免除することとしたため、これまでの宅内に漏水があった場合における漏水減免制度については対象となりません。使用を開始する場合は漏水がないか確認し、漏水がある場合は修理した後に使用を開始してください。詳しくは、町ホームページをご覧ください。

■断水地域での留意事項

《 通水作業区域 》 ※メール、LINEなどで当日の作業区域をお知らせします。

通水作業が可能となった地域から漏水調査のために作業員が順次試験通水を行います。作業区域では、通水完了案内（チラシ）があるまで蛇口から水が出る場合でも使用しないでください。

《 通水作業完了後 》 ※チラシ投函 { 内容：水道の通水が完了し、水道止水栓（元栓）を閉めました

通水後は、**生活用水としての使用は可能ですが、飲用は避けてください。**飲料水として使用できるようになりましたら、メールやLINE、志賀町ケーブルテレビ、給水所でも掲示してお知らせします。

(注意)

1. 通水した後、なるべく外の蛇口でしばらく水を出した後、宅内の地震などによる漏水がないか全ての蛇口などを閉め、メーターを確認してください。漏水していたら、志賀町指定給水装置工事業者などへ修理を依頼してください。また、トイレ・風呂など通常使用すると下水道管の損傷により、汚水が道路にあふれたり、宅内に逆流しますので、できる限り回数を減らしたり、お風呂を避けてシャワー程度にするなど節水にご協力ください。
2. 宅内への通水時に温水器やエコキュート機器を使用する人は、各機器の取扱説明書を確認ください。
3. 一度通水しても、上下水道の不具合で前触れなく再度断水する場合があります。あらかじめご了承ください。



漏水を見つけたら、速やかにメーターボックス内にある止水栓を時計回りに回して止水してください。



漏水



節水

■給水所設置場所 (12箇所)

(1月31日現在)

【給水所：3箇所】 (9:00～18:00)

- ①志賀町文化ホール
(役場本庁舎前交差点から於古川橋までは通行止め)
- ②能登中核工業団地コミュニティ施設
- ③富来活性化センター

【無人給水所：9箇所】 (常時開設)

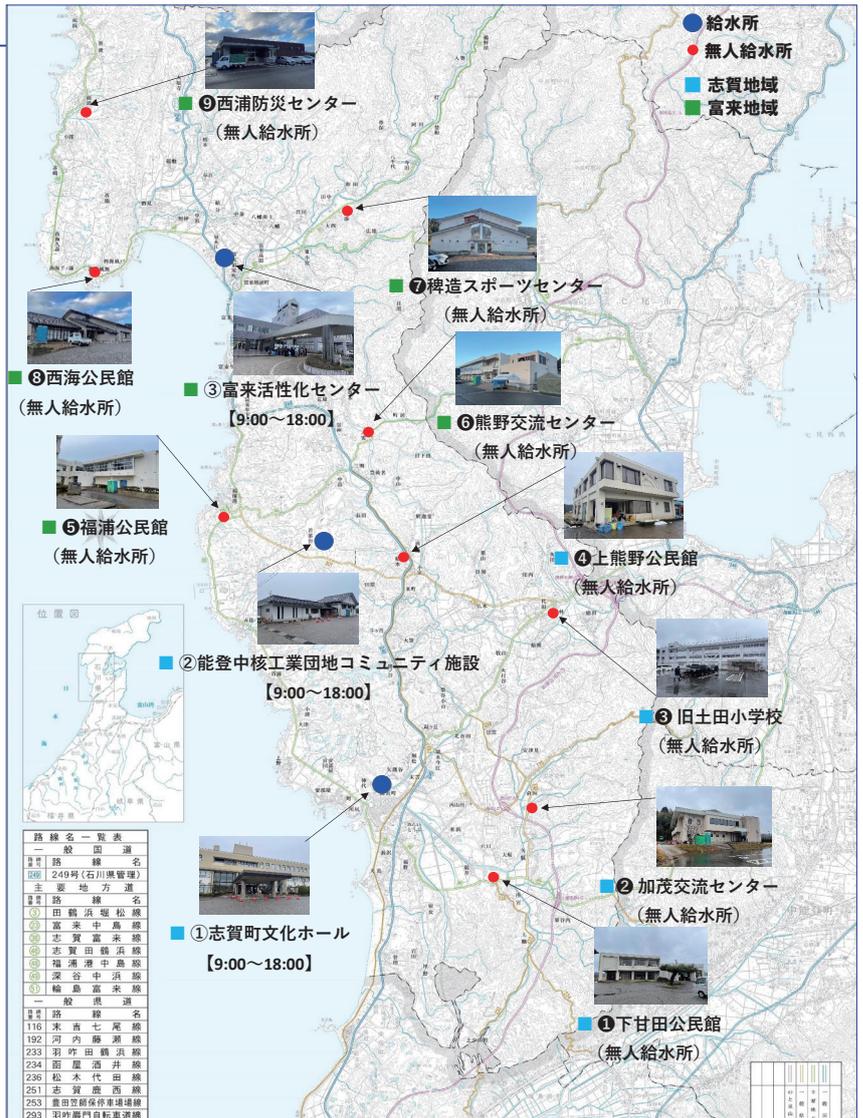
- ①下甘田公民館
- ②加茂交流センター (旧加茂小体育館)
- ③旧土田小学校
- ④上熊野公民館
- ⑤福浦公民館
- ⑥熊野交流センター
- ⑦稗造スポーツセンター
- ⑧西海公民館
- ⑨西浦防災センター



給水所最新情報

※給水パックやポリ容器などを持参し、給水してください。

※給水タンクの水がなくなり次第終了し、翌日以降に補給します。



町税の減免、猶予、申告・納付などの期限の延長

【町税の減免】

① 町県民税（住民税）の減免について

地震による被害の程度と令和4年分の合計所得金額により、町県民税が減免されます。減免される割合は、右表の通りです。減免を受けるための申請は不要です。

<減免の対象となる町県民税>

令和5年度の町県民税であって、令和6年1月1日以降に納期限が到来するもの

■町県民税（住民税）

合計所得金額	損害の程度 り災証明書に基づく 「全壊」	り災証明書に基づく 「大規模半壊」 「中規模半壊」 「半壊」
500万円以下	全部	2分の1
500万円を超え 750万円以下	2分の1	4分の1
750万円を超え 1,000万円以下	4分の1	8分の1

② 固定資産税の減免について

地震による被害により、固定資産税が減免されます。減免される割合は、各表の通りです。減免を受けるためには、申請が必要ですが、家屋については不要です。

<減免の対象となる固定資産税>

令和5年度の固定資産税であって、令和6年1月1日以降に納期限が到来するもの

<申請に必要なもの>

- ・減免申請書（土地・償却資産のみ）

■固定資産税（土地）

被害の程度	減免の割合
土地の被害面積が当該土地の面積の10分の8以上	全部
土地の被害面積が当該土地の面積の10分の6以上10分の8未満	10分の8
土地の被害面積が当該土地の面積の10分の4以上10分の6未満	10分の6
土地の被害面積が当該土地の面積の10分の2以上10分の4未満	10分の4

■固定資産税（家屋）

被害の程度	り災証明書判定区分	減免の割合
災害などにより家屋の原形をとどめないとき または復旧不能のとき	全壊	全部
家屋の主要構造部分が著しく損傷し、大規模な修繕を必要とする場合で、当該家屋の価格の10分の6以上の価値を減じたとき	大規模半壊	10分の8
家屋の屋根、内装、外壁、建具等に損傷を受け、居住又は使用目的を著しく損じた場合で、当該家屋の価格の10分の4以上10分の6未満の価値を減じたとき	中規模半壊	10分の6
家屋の下壁、畳などに損傷を受け、居住または使用目的を損じ、修繕または取替えを必要とする場合で、当該家屋の価格の10分の2以上10分の4未満の価値を減じたとき	半壊	10分の4

■固定資産税（償却資産）

被害の程度	減免の割合
全壊であるとき	全部
価格の10分の6以上の価値を減じたとき	10分の8
価格の10分の4以上10分の6未満の価値を減じたとき	10分の6
価格の10分の2以上10分の4未満の価値を減じたとき	10分の4

③ 国民健康保険税の減免について

地震による被害により、国民健康保険税が減免されます。減免される割合は、右表の通りです。減免を受けるための申請は不要です。

<減免の対象となる国民健康保険税>

令和5年度の国民健康保険税であって、令和6年1月1日以降に納期限が到来するもの



←この他に、減免が受けられる要件があります。
詳しくは町ホームページを確認してください。

■国民健康保険税

被害の程度	減免の割合
り災証明書に基づく「全壊」	全部
り災証明書に基づく「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」	2分の1

公的年金からの国民健康保険税の特別徴収（年金天引き）について

志賀町では、町税の納付・納入の期限を一括して延長します。これに伴い、国民健康保険税を特別徴収の方法で納付していて、特別な理由がある人は、普通徴収の方法による納付への変更が可能です。特別徴収（年金天引き）ではなく、普通徴収の方法による納付を希望する場合は、申請が必要です。

【徴収の猶予】

令和6年能登半島地震による被害を受け、町税を一時に納付することができない場合は、猶予制度がありますので、税務課に相談してください。（徴収の猶予：地方税法第15条）

<猶予が認められた場合>

- ・1年を限度に町税の徴収が猶予されます。
- ・徴収猶予が認められた期間中の延滞金の全部または一部が免除されます。

【申告・納付などの期限の延長】

町税に関する申告、申請、請求その他の書類の提出または納付・納入の期限を一括して延長します。

<対象となる納税者>

- 石川県・富山県に住所を有する個人
- 石川県・富山県に主たる事務所もしくは事業所を置く法人

<対象となる手続き>

令和6年1月1日以降に期限が到来する、地方税法または志賀町税条例に基づき志賀町に対して行う申告・納付に関する手続き（審査請求に関する手続きを除く）の期限を延長します。個別の申請は不要です。

なお、口座振替、年金特別徴収（年金天引き）の方法による納付は、納税通知書に記載のとおり振替、特別徴収を行います。

<延長後の期限>

申告・納付などの期限をいつまで延長にするかは、今後被災者の状況などを踏まえ、後日お知らせします。



<個別の申請に基づく期限延長について>

石川県・富山県以外に住所を有する個人または主たる事務所もしくは事業所を置く法人であっても、この度の地震の影響により、期限までに町税の申告・納付ができない場合には、申告・納付ができない理由が止んだ日から2カ月以内に申請することで、申告・納付などの期限の延長を受けることができます。

問い合わせ

税務課

資産税担当 ☎ 32-9141 [固定資産税]

住民税担当 ☎ 32-9142 [個人町県民税、法人町民税、国民健康保険税、軽自動車税（種別割）、たばこ税、入湯税]

納税担当 ☎ 32-9143 [町税の納付および納入の期限の延長、町税の口座振替]

国民年金保険料

国民年金保険料について、被災し、住宅、家財その他の財産のおおむね2分の1以上の損害を受けた人を対象に保険料の全額が免除される制度があります。



■免除期間 令和5年11月～令和8年6月分

☎七尾年金事務所 ☎ 0767-53-6511

図書館の再開

志賀町立図書館と富来図書館は、地震で臨時休館していましたが、両館とも、2月1日(土)から再開しました。

【開館時間】 平日:9:30～18:00 (土・日・祝は17:00まで)

☎志賀町立図書館 ☎ 32-1740 (月曜日は休館日)

☎志賀町立富来図書館 ☎ 42-2777 (月曜日は休館日)

コミュニティバスの運行

■運行開始日

令和6年2月1日(土)

■運賃

令和6年3月31日(土)までの間は無料

■道路事情により乗降できないバス停

土田東回り線	清水今江、清水今江集会所
土田西回り線	小山、梨谷小山集会所、梨谷小山橋
堀松・上熊野線	米町集会所
稗造線	楚和、灯、入釜、下鶴野屋、上鶴野屋、鶴野屋、切留
熊野線	七海、生神、牛下、荒屋日下田、中山
福浦線	七海、生神海岸、牛下

※その他のバス停については、乗降可能ですが、道路事情などにより乗降できない場合や大幅な遅延が生じる場合がありますのでご了承ください。

■運行状況に関して

☎(株)高浜タクシー ☎ 32-0175 (志賀地域)

☎(有)能登金剛交通 ☎ 42-1144 (富来地域)

後期高齢者医療・介護保険保険料

後期高齢者医療・介護保険の保険料について、被災し、住宅などに損害を受けた被保険者の人を対象に損害程度や世帯の所得状況に応じて保険料が免除される制度があります。



後期高齢者医療保険



介護保険

☎住民課 後期高齢者医療担当 ☎ 32-9121

☎健康福祉課 介護支援担当 ☎ 32-9132

医療保険・介護保険加入者へ

今回の地震で被災された人は、医療保険・介護保険の加入者であれば、医療機関を受診、介護サービスを利用された場合にも、支払いが猶予・免除されます。(後で、一部負担金免除申請が必要です)

【対象者】

- (1) 住家の全半壊、全半焼、床上浸水またはこれに準ずる被災をした人
※医療機関の窓口で災証明書の提示は必要ありません。窓口で口頭で申告してください。
- (2) 主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った人
- (3) 主たる生計維持者の行方が不明である場合
- (4) 主たる生計維持者が業務を廃止、または休止した人
- (5) 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない人

上記の(1)～(5)のいずれかに該当する人が対象。

【期間】

令和6年4月末まで
(今後の状況によって延長される場合あり)

【医療機関で受診する際の留意事項】

- ・上記の要件に該当することを医療機関に伝えてください。
- ・保険証などがいない場合は、氏名、生年月日、住所、連絡先、勤務する事業所などを医療機関へ伝えてください。

※上記の(1)～(5)の要件に該当しない場合は、後日一部負担金について返還を求める場合があります。

【国民健康保険・後期高齢者医療保険】

☎住民課 保険年金担当 ☎ 32-9121

※国民健康保険・後期高齢者医療保険以外の加入者は、各加入保険者にお問い合わせください。

【介護サービスに関すること】

☎健康福祉課 介護支援担当 ☎ 32-9132

被災住宅の補修や再建の相談

被災住宅の補修や再建に関して、国土交通大臣から指定を受け、公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センターが「住まいのダイヤル」を開設しています。補修などの必要性の判断、事業者の紹介、建築士の派遣については、次の窓口にお問い合わせください。

【住まいのダイヤル】（平日 10:00～17:00）
☎ 0570-016-100 または ☎ 03-3556-5147

ペットに関する困り事相談窓口

家族の一員であるペットを守ることは、被災した飼い主の健康を守ることにもつながります。また、ペットを適切に取り扱うことは、他の被災者とのトラブルを防ぐ上でも重要です。

迷い犬、迷い猫の情報（石川県 HP）はこちら→



【ペットの健康相談・一時預かり相談はこちら】

📍 令和6年能登半島地震動物対策本部
☎ 076-213-5788（10:00～16:00）

📍 能登中部保健福祉センター
☎ 0767-53-6893（9:00～17:00）

古い文書や美術品など すぐに処分しないでください

震災で家庭や地域の古い文書や美術品などにも被害が出ていますが、かけがえのない歴史的財産を将来に守り伝えるため、保全にご協力をお願いします。

- 古文書、書籍、地図、写真・アルバム、掛け軸、額装品、美術・工芸品、民具は、土砂を払えば復元可能な場合が多いので、安易に捨てないようお願いいたします。
- 箱がつぶれた場合は、新しい箱に入れ替えてください。もとの場所へ戻せない場合は、取りあえず湿気を防げる場所に容器に移してください。
- 雨や水に濡れたものは、そのまま陰干ししてください。ページとページが、くっつかないように、新聞紙や障子紙など吸湿性の高い紙をはさみ込むと効果的です。（水洗いや濡れたままビニール袋などに長時間入れることはしないでください。）

○ 絵画、掛け軸、陶器などの美術工芸品
… 📍 石川県立美術館 ☎ 076-231-7580

○ 古文書、古い美術品類、生活用具など
… 📍 石川県立歴史博物館 ☎ 076-262-3236

📍 生涯学習課 ☎ 32-9350

道路の補修・除雪作業

地震により町内の至るところで道路の陥没や段差などが発生しています。

地盤が緩んでおり、新たな陥没や段差が発生する恐れがあるため、運転の際には路面状況に十分注意してください。

現在、通行確保のため、緊急度の高い箇所から応急的に作業を進めていますが、道路の本復旧までは、時間がかかりますのでご理解をお願いします。

除雪についても、道路の路面状況が悪く除雪車での作業が困難な状況となっており、十分な除雪ができない場合があります。また消雪施設についても、現在、正常に稼働しない箇所もありますので、降雪時の不要不急の外出は控えるなど、ご協力をお願いします。

📍 まち整備課 ☎ 32-9250

断水による無料温浴施設

■ 温浴施設【町民対象】

当面の間、3箇所で浴場を開設しています。

- ① アクアパークシ・オン（10:00～21:00）
※ 2月4日㊤～2月10日㊤までの間、復旧工事で休館。
- ② 富来B&G海洋センター仮設浴場（14:00～20:00）
- ③ 熊野交流センター仮設浴場（14:00～21:30）

※②③は、自衛隊による仮設浴場です。

※天候により休止する場合があります。

こころの悩みや健康相談

こころの悩みや健康に関する相談ダイヤルです。

名称	電話番号
石川県こころの健康センター (金沢市鞍月東2-6) 受付時間：平日8:30～17:15	076-238-5750
こころの相談ダイヤル (石川県健康福祉部こころの健康センター) (受付時間：24時間、365日)	076-237-2700 (平日9:00～17:00)
受付時間：平日17:00～翌9:00 (㊤㊤㊤0:00～24:00)	0570-783-780
よりそいホットライン (一般社団法人社会的包摂サポートセンター) 24時間通話料無料	0120-279-338

住民税・所得税の申告案内

受付期間

2月16日(金)から3月15日(金)まで

※申告期限後の受付は、現段階では未定のため決まり次第お知らせします。

この申告は、住民税(町県民税)、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の算定の基礎となるほか、所得証明書などの交付に必要となる重要な手続きですので、申告が必要な人は、期間内に必ず申告してください。

町の申告相談について

住民税申告および所得税確定申告(税務署で確定申告が必要な人以外)を受付します。

次ページの申告フローチャートで申告が必要かをご確認ください。

町の申告相談日程表で会場、対象地区、受付時間などをご確認ください。

◆住民税申告に関すること

税務課 住民税担当

☎ 32-9142

詳しくは→



税務署の申告相談について

税務署での確定申告受付期間は2月16日(金)からです。(注意)会場への入場には、「入場整理券」が必要となりますので、国税庁のLINE公式アカウントでのオンライン事前発行をご利用ください。※入場整理券は当日分も配付しています。

◆所得税確定申告に関すること

七尾税務署 ☎ 0767-52-3381

国税庁のLINE公式アカウント友だち追加は→

「入場整理券」に関する質問は、「税務相談チャットボット(ふたば)」に質問してください。



確定申告のe-Tax(電子申告)利用について

パソコンやスマホをお持ちの人は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」から電子申告をお勧めします。申告期間中24時間利用可能、添付書類を省略できる、還付が早いなどのメリットがあります。マイナンバーカードなどが必要です。

◆e-Taxに関すること

e-Tax
ホーム
ページ→



申告に必要なもの <チェックリスト>

▶本人確認書類

- 「マイナンバーカード」

▶収入や経費のわかるもの

- 源泉徴収票(給与、公的年金などがある人)
- 収支内訳書(営業、農業、不動産収入がある人)⇒**相談前に自分で作成が必要**
- 収支内訳書作成に使った帳簿、領収書、組合集計表など
- 保険満期の通知や個人年金の受取金通知など(保険会社などが交付)
- その他の収入で収入や経費のわかるもの

▶控除額のわかるもの

- 社会保険料の控除証明書(国保税、国民年金、介護保険料など)
- 生命保険料・地震保険料の控除証明書
- 医療費控除の明細書⇒**相談前に自分で作成が必要**

【注意】・医療費通知に記載された医療費の額のうち、令和5年中に支払った医療費の額が対象
・医療費通知が無い場合、領収書を整理し、個人ごと、医療機関ごとに合計金額を記入

- 医療費控除の明細書作成に使った医療費通知、領収書、保険金など補てん金額のわかるもの
- 障害者手帳、療育手帳、障害者控除対象者認定書など(障害者控除に必要)
- 寄附金受領証明書など(寄附金控除に必要)

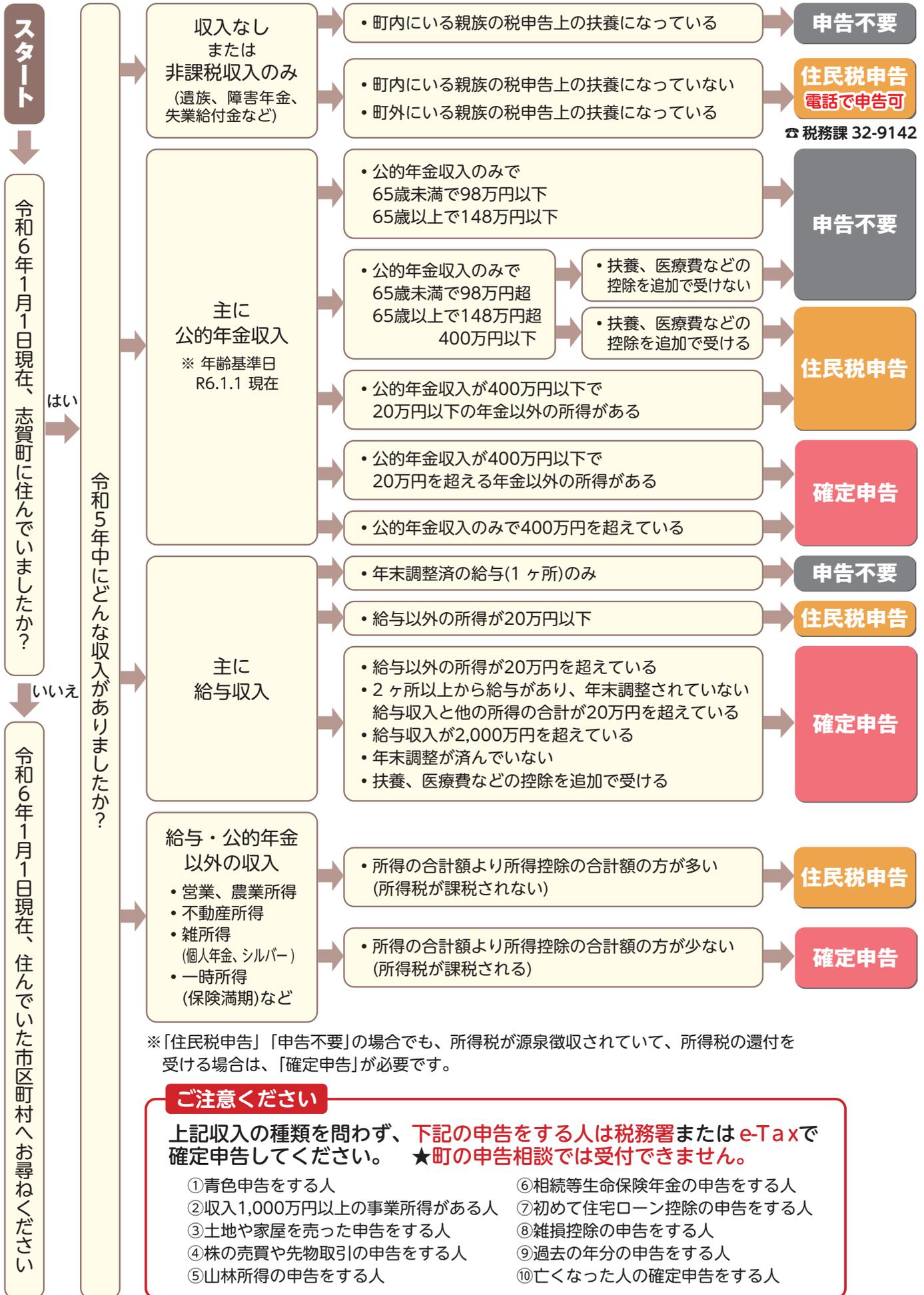
▶その他の書類

- 所得税の還付がある人は口座番号のわかるもの
- 税務署から届いた「確定申告のお知らせハガキ」・「利用者識別番号のわかるもの」

☑して
確認ください

申告フローチャート

このフローチャートは、「確定申告」「住民税申告」「申告不要」を判断する目安です。申告者の状況によって、必ずしも当てはまらない場合があります。ご不明な点は、お問い合わせください。



町の申告相談日程表

★税務署またはe-Taxで確定申告した人は、町の申告相談は不要です。

申告会場	相談日	受付時間(9:00～11:30)	受付時間(13:00～15:30)
		対象地区	対象地区
富来支所 (富来活性化センター)	2/16 金	熊野(草木・荒屋・谷神・三明)	熊野(中島・豊後名・中山・日下田・町居・日用・六実)
	2/19 月	福浦(丹和)	福浦(日和山・町波・水の澗・和光台)
	2/20 火	稗造(広地・東小室・貝田・大西・江添・田中・和田・今田・八千代)	稗造(尊保・楚和・阿川・入釜・鶴野屋・地保・切留・灯)
	2/21 水	西海(西海風無)	西海(西海風戸・西海千ノ浦・西海久喜)
	2/22 木	西浦(鹿頭)	西浦(赤崎・小窪・笹波・前浜)
	2/26 月	西増穂(酒見)	西増穂(大福寺・柏木・稲敷・香能)
	2/27 火	東増穂(里本江)	東増穂(八幡・八幡座主・中泉・給分・中浜・相神・草江)
	2/28 水	富来(富来領家町)	富来(富来地頭町・富来高田・富来七海・富来生神・富来牛下)
×	2/29 木	会場移動日	
志賀町役場 (大会議室)	3/1 金	土田(徳田)	土田(舘開・火打谷)
	3/4 月	土田(矢田・印内・代田)	土田(新林・牧山・仏木・谷屋・栗山)
	3/5 火	上熊野(長田・釈迦堂・直海・松木・小室)	上熊野(米町・田原・大笹・牛ヶ首・五里峠) 加茂(矢駄)
	3/6 水	加茂(倉垣・安津見)	堀松(堀松・緑ヶ丘・梨谷小山・清水今江)
	3/7 木	堀松(北吉田・神代)	堀松(末吉・矢蔵谷・猪ノ谷・出雲・西山台)
	3/8 金	下甘田(東谷内・上棚・二所宮)	下甘田(舘・福井・大坂・穴口)
	3/11 月	下甘田(米浜)・中甘田(福野)	中甘田(長沢・岩田・坪野・宿女)
	3/12 火	中甘田(大島)・甘田	志加浦(川尻・町・安部屋・宮団)
	3/13 水	志加浦(上野・大津・小浦・志賀の郷住宅・ロイヤルシティ健康村)	志加浦(百浦・赤住)
	3/14 木	高浜(1区～6区)	高浜(7区～11区・旭ヶ丘)
3/15 金	高浜(ハマナス・あすなろ・新大念寺・東旭・みらいとうぶ)	予備	

- ◆「夜間相談」および「日曜相談」は受付しません。ご了承ください。
- ◆会場を縮小しての受付となりますので、例年より待ち時間が長くなります。e-Tax(電子申告)の利用、または税務署での申告をお勧めします。
- ◆地区指定はしていますが、指定日以外でも受付します。
- ◆2/29(木)は会場移動日のため、受付できません。

震災に便乗した犯罪被害や悪質商法にご注意を！

町内各地区で支援を装い、地区内を徘徊したり、住家に侵入する「被災地泥棒」の被害が想定されます。戸締りができる住家は戸締りをしましょう。また、震災に便乗した詐欺や悪質商法にも注意してください。

- 〈事例〉・見積もりで業者を呼んだら、屋根にビニールシートをかけられ、高額な作業料金を請求された。
- ・屋根の無料点検後、そのまま放置すると雨漏りすると言われ、高額な契約をさせられた。
 - ・「保険で修理できる」という業者が突然来訪し、保険請求手続の代行と住宅修理を勧誘された。
 - ・家の片づけを手伝うと装い、高額な費用を請求された。

【トラブルに遭わないためのポイント】

- ・修理工事などの契約は慎重に！
- ・契約を迫られてもその場で決めず、複数社から見積もりを取って比較検討する！
- ・「保険金を使って自己負担なく住宅修理ができる」と勧誘されても契約せず、加入先の保険会社や保険代理店に相談する！

【能登半島地震関連 消費者相談専用ダイヤル】

- 石川県消費生活支援センター ☎ 076-255-2319 受付：9:00～17:00 (土・日・祝含む)
- 独立行政法人国民生活センター ☎ 0120-797-188 (通話料無料) 受付：10:00～16:00 (土・日・祝含む)

納 税

納期限：2月29日(土)

- ・固定資産税(4期)
- ・国民健康保険税(8期)
- ・後期高齢者医療保険料(11期)
- ・介護保険料(8期)

税金、保険料などの減免・猶予に関する案内は、16～18ページに掲載しています。

☎ 税務課 ☎ 32-9141

町の人口

(令和5年12月31日現在)

	12月	前月比
総人口	18,255人	△12人
男	8,737人	△13人
女	9,518人	1人
転入	39人	4人
転出	27人	△19人
出生	4人	△1人
死亡	25人	△16人
世帯数	7,868世帯	4世帯

☎ 住民課 ☎ 32-9121

町内交通事故・火災発生状況

(令和5年12月31日現在)

		令和5年1月からの累計	前年比
交 通 事 故	件 数	21件	4
	負傷者数	36人	14
	死者数	1人	1
火 災	建 物	4件	1
	林 野	1件	1
	そ の 他	2件	△3
	負傷者数	3人	2

☎ 火災情報テレホンサービス ☎ 22-2999

+	2月				休日当番医 (9:00～12:00)			小児当番医 (9:00～12:00)			当番薬局 (9:00～13:00)		
	11日 (日・祝)	前川医院(内)		羽咋市酒井町	☎26-0210	志賀 クリニック	高 浜 町	☎0767-32-5307	薬局マツモトキヨシ		高 浜 店	高 浜 町	
		池野整形外科耳鼻咽喉科医院		高 浜 町	☎32-0040				高 浜 店				
	12日 (月・休)	志賀クリニック(内)		高 浜 町	☎32-5307	国立病院 機構 七尾病院	七 尾 市 松 百 町	☎0767-53-1890	志 賀		高 浜 町		
		西村内科胃腸科クリニック		宝達志水町今浜	☎28-2033				プリスケア薬局				
	18日 (日)	ひきしまクリニック(内・胃腸・外)		羽咋市旭町	☎22-1205	恵寿 総合病院	七 尾 市 富 岡 町	☎0767-52-3211	な ぎ さ 薬 局		羽 咋 市 旭 町		
		おおの整形外科クリニック		羽咋市鶴多町	☎22-8858				高 浜 店				
	23日 (金・祝)	岡田医院(内)		富来領家町	☎42-1921	公立能登 総合病院	七 尾 市 藤 橋 町	☎0767-52-6611	笠原健招堂薬局		富 来 領 家 町		
		平場内科クリニック		羽咋市中央町	☎22-0238				高 浜 店				
	25日 (日)	岩脇医院(耳鼻咽喉科)		羽咋市市場町	☎22-0131	恵寿 総合病院	七 尾 市 富 岡 町	☎0767-52-3211	ヒラバ薬局		羽 咋 市 川 原 町		
四蔵医院(内)		仏 木	☎37-1030	高 浜 店									

※受診前に電話してください。※小児休日当番医にかかる人で、発熱症状者は、診療時間を事前に医療機関へ問い合わせてください。

地震災害に関する町民電話相談

☎ 0767-32-4964 (受付：9:00～17:00)

被災者支援ワンストップ窓口

【開設日時】(当面の間 土・日・祝対応)

2月1日(木)～

9:00～17:00

【受付場所】

志賀町役場本庁舎 町民ホール

富来活性化センター町民大ホール

支援事業名	担当課
り災証明書の申請	税務課
住宅の緊急修理制度(ブルーシート)	
住宅の応急修理制度(全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊)	まち整備課
応急仮設住宅制度(建設型) 第1次受付：2/5(月)～2/18(日)	
被災者生活再建支援制度(全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊)	環境安全課

志賀町災害ボランティアセンター(窓口) 志賀町社会福祉協議会

志賀町社会福祉協議会は、被災された町民の皆さまの生活再建を支援するため「志賀町災害ボランティアセンター」を設置しています。ボランティアセンターは1月26日(金)より活動を開始しています。

▶ ボランティアを依頼したい

災害ゴミの片付け、荷物の運び出しなどをボランティアがお手伝いしますので、依頼内容、活動場所、連絡先などを電話でお伝えください。皆さんからの依頼後に作業可能か調査に伺います。危険を伴う作業の場合はお応えできない場合がありますので、ご了承ください。

▶ ボランティア活動に参加したい

ボランティア登録はこちら→

活動に参加するには、事前に「ボランティア登録」をお願いします。

その後、ボランティアセンターから日程調整の連絡があります。



Facebookで
情報発信中

☎ 志賀町災害ボランティアセンター ☎ 090-7957-6653 または ☎ 090-8261-1021

(平日：9:00～15:00) 〒925-0141 高浜町力の1-1 志賀町文化ホール内

志賀町の公共施設の再開や行事予定

今回の地震の被害状況を考慮し、2月以降の志賀町の公共施設の再開や行事予定は、改めて町ホームページなどでお知らせします。



災害に関する情報は、志賀町のLINE、メール、しかチャンネル(9ch)、屋外防災行政無線などで一斉配信しています。(Xやyahoo!防災速報も自動連携) 随時更新しますので、ご確認ください。また、志賀町ホームページも併せてご覧ください。



LINE
@shikatown



行政メール



X (旧Twitter)
@TownofShika



yahoo!防災速報

同じ内容で一斉配信しています。自分に合った情報伝達を選択し、登録願います。(同じ内容です。どれか一つの登録で大丈夫です。)

【スマホや携帯、インターネットが利用できない人へ】

しかチャンネル(地デジ9ch)で同じ情報を、文字と音声で放送しています。リモコンのdボタンを押せば、24時間確認可能です。最新情報が一番上に表示されますので、ぜひご利用ください。登録すると、災害時に電話やFAXが届くサービスもあります。(着信番号：0570-095-999 ※無料) 登録や解除は、下記までご連絡ください。(登録解除変更の確認事項：氏名・住所・登録の電話番号) 屋外防災無線の内容を再度聞きたい場合は、電話でも確認できます。☎050-5490-3994 (※通話料発生)

☎ デジタル情報課 ☎ 32-9261

